

令和3年度 第5回 豊島区公文書等管理委員会 次第

令和4年3月3日（木）午後2時
豊島区役所8階 レクチャールーム

1 開 会

2 審 議

- (1) 質問・指摘事項に対する回答について
- (2) 重要公文書評価選別リストについて
- (3) 答申について

◆配付資料

- 資料3-5-1 質問・指摘事項に対する回答一覧
- 資料3-5-2 答申書（案）

■重要公文書評価選別リスト(資料3-1-3)

ファイルNO.	登録年度	現管理部署	ガイド1	ガイド2	ガイド3	ガイド4	ガイド5	ファイル名	保存期間	保存年限満了後措置	移管理由	公文書等管理委員会委員からの質問内容	回答 (質問の趣旨を踏まえ、できるだけわかりやすく、かつ具体的にご回答ください。)	公文書管理委員会からの再質問・指摘事項等	再回答
20	H23	10200000 総務部 契約課	B 総務	04 契約	03 検査	04		02 建築工事検査証原本	10年	廃棄		検査の対象となっている物品等は、もう使ってないのですか？	各主管課で廃止されていない限り、使用を継続していると思います。	国家賠償法2条で、自治体は公の建造物の設置・管理に瑕疵があり、他人に損害を生じたときは、賠償する責任がある。例えば、壁が崩れて区民がケガをし、裁判になった場合、きちんと設置(整備)したことを裁判所に認めてもらう場合、どのような書類が必要となるのか。その書類は、きちんと保管されているのか。	施設等を整備(設置)する際には、法令に適合している建築物であるかどうかを証明する検査済証が交付され、各主管課で長期保存されている。 なお、図面類や1億8,000万円以上の契約金額の工事契約書は長期保存(永年保存もしくは常用)されている。
28	H28	10600000 総務部 男女平等推進センター	B01 総務部	08 男女平等推進センター	05 事業企画	03 WLB		01 としまWLBネットワークミーティング	5年	廃棄		具体的にはどのような記録が含まれているのでしょうか。	毎年実施している講演会の企画、広報、謝礼等事業に関する記録	ワークライフバランスに対する取組み(イベント)の記録であると思うが、そのイベントの記録は別に保存されているか。保存されていなければ、取組の記録として、1年度分は移管した方がよい。	ワークライフバランスに対する取組み概要の記録は、「事業概要」として別ファイルでまとめて記録・保存しているため、本フォルダ内の文書は、廃棄して問題ありません。
29	H28	10600000 総務部 男女平等推進センター	B01 総務部	08 男女平等推進センター	05 事業企画	03 WLB		03 ワーク・ライフ・バランスフォーラム	5年	廃棄		具体的にはどのような記録が含まれているのでしょうか。	毎年実施している講演会の企画、広報、謝礼等事業に関する記録	ワークライフバランスに対する取組み(イベント)の記録であると思うが、そのイベントの記録は別に保存されているか。保存されていなければ、取組の記録として、1年度分は移管した方がよい。	同上
30	H28	10600000 総務部 男女平等推進センター	B01 総務部	08 男女平等推進センター	05 事業企画	03 WLB		05 【写真展】区民向けWLB事業	5年	廃棄		具体的にはどのような記録が含まれているのでしょうか。	毎年実施しているワーク・ライフ・バランスの啓発に係る公募の写真展示について、企画、広報、応募作品等に関する記録	ワークライフバランスに対する取組み(イベント)の記録であると思うが、そのイベントの記録は別に保存されているか。保存されていなければ、取組の記録として、1年度分は移管した方がよい。	同上
8	H28	20150000 区民部 総合窓口課	901 アクセス制限	006 情報公開				01 開示請求	5年	廃棄		何に関する開示請求でしょうか。行政訴訟・行政不服審査に関係する可能性はありますか。	証明申請書の写しや証明書の申請履歴などです。行政訴訟や行政不服審査関係する文書はありません。	訴訟に発展しそうなものが入っていないかという意図の質問。要再確認。	戸籍や住民票の証明交付申請書や申請履歴の開示請求であり、行政訴訟・行政不服審査に発展しそうな案件はありません。
27	H28	25100000 文化商工部 文化デザイン課	E01 文化商工部	02 文化デザイン課	03 施策調整	03 現在 担当事業		11 アートオリンピア	5年	廃棄→移管		としまセンタースクエアにて行われた国際公募展での企画文書と思われませんが、選別基準23又は20に該当しませんか(時期的に当該ファイルは準備段階のものと思われませんが)。	本事業は、国際公募展であり、特定の都市や外国人との交流が中心の事業ではないことから、選別基準23には該当しないものと考えます。また、本事業における豊島区の立場は、「協賛」として会場等を提供したものであり、主催の立場ではないことから、移管にはそぐわないと考えます。	①特別基準23は特定の都市や外国人との交流に限定したものではない。区だけでなく、区民が進めたという観点もある。主催共催か協賛だけかは、理由にならない。特別基準7の区内で行われた画期的・ユニークな活動に入る可能性もある。 ②ガイド4の「現在 担当事業」の意図は何か。	①委員会からのご意見を受け、当該ファイルは移管対象にします。 ②毎年、所管事業(イベント)に変化があり、単年度事業なども多い当課において、慣例的に用いていた名称です。よりわかりやすいガイド名への変更を検討します。
245	H30	25200000 文化商工部 学習・スポーツ課	E01 文化商工部	04 学習・スポーツ課	06 スポーツ	03 文書	03 情報公開	01 情報公開	3年	廃棄		行政訴訟・行政不服審査に関係する可能性はありますか。	通常の情報公開のみであり、行政訴訟・行政不服審査に関係する資料ではありません。	訴訟に発展しそうなものが入っていないかという意図の質問。要再確認。	スポーツ施設の指定管理者に関する、提案資料、公募要領、事業計画、事業報告等の公開請求文書であり、行政訴訟・行政不服審査に発展しそうな案件はありません。

■新型コロナウイルス感染症対策に関する公文書の移管方針について

質問・指摘事項等	回答
2(2)②を「会議等」にしたので、2つ目の「当該会議」も「当該会議等」になるのではないかと。	「当該会議の議事の記録及び会議資料」→「当該会議等の議事の記録及び会議等の資料」に修正いたします。

(案)

資料3-5-2

令和4年3月3日

豊島区長 高野之夫様

豊島区公文書等管理委員会

委員長 早川 和宏

公文書等の管理について（答申）

令和4年1月27日付で諮問のありました、令和3年度に保存期間が満了する公文書のうち、重要公文書に該当するものの区長への移管について及び令和3年度に保存期間が満了する公文書の廃棄について、並びに、新型コロナウイルス感染症対策に関する公文書の移管方針については、公文書等管理委員会における審議の結果、別紙のとおりとすべきものと認めたので答申する。

なお、今回も、選別作業を行った際、文書の内容を推測しにくいフォルダ名が多く見られた。引き続き、区民にわかりやすいフォルダ名をつけることを心掛けていただきたい。

また、文書管理システム内に保存された文書と、ファイリングシステムにより保存された紙文書、パソコン内のドライブに保存された電子文書について、統一した一連の文書であることをしっかりと職員が認識するように、引き続き努められたい。